

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第4報）

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項については、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年3月4日付総行管第94号）及び「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）」（令和2年3月6日付総行管第98号）で通知したところですが、関連して各選挙管理委員会から問い合わせがあったことから、下記のとおりお知らせします。これらの事項にもご留意のうえ、引き続き適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 投票所等における感染防止対策については、第3報までの通知で留意事項を示してきたところであるが、「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）によれば、「これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場」であるとされているところであり、各選挙管理委員会においては、投票所等の運営において、換気に努め、選挙人が滞留しないようにするとともに、選挙人間の距離ができるだけ確保できるように留意すること。

風邪の症状がうかがわれる選挙人などが投票に訪れた場合には、咳エチケットの徹底を促すなど、他の選挙人に不安を与えないよう配慮すること。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等

(厚生労働省HP)

資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

2 開票については、公職選挙法第66条第2項の規定により開票区ごとに投票を混同して行うこととなるが、その際、感染防止には手洗いやアルコール消毒が有効とされていることから、開票中の適宜のタイミングや開票事務終了後に手洗いやアルコール消毒を行うよう努めるほか、作業中にむやみに目や鼻、口などに触れないよう開票事務従事者にあらかじめ周知すること。

(参考) 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

(日本環境感染学会HP)

資料2

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

3 各選挙管理委員会においては、選挙人に対して、投票所等において必要な感染症対策を講じていることを周知するとともに、地方選挙は地域の将来を託す代表者を選ぶ重要な機会であることから、自身の予防対策もした上での積極的な投票参加を呼びかけること。

(参考) 高市総務大臣閣議後記者会見の概要 (総務省HP)

資料3

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000894.html

4 新型コロナウイルス感染症の今後の動向に応じ、更に通知を行う可能性があることから、各選挙管理委員会においては留意すること。

選挙部管理課管理第二係

電話 : 03-5253-5573

FAX : 03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の見解」(抜粋)

2020 年 3 月 9 日

6. みなさまにお願いしたいこと

これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきました。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人々が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという 3 つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの 3 つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のよくない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています。

一般社団法人日本感染症学会・一般社団法人日本環境感染学会

「一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項」(2020年2月3日現在)(抜粋)

5. 感染対策の基本は咳エチケットと手の清潔です。

コロナウイルスの感染は飛沫感染が主で、咳やくしゃみによりウイルスが伝播されることにより生じます。したがって、インフルエンザに対する予防と同様に、咳エチケット、手洗いなどの感染対策が有効です。感染対策としてもっとも重要なことは手の清潔です。マスクを着用していてもウイルスで汚染した手指で目、鼻、口などに触るとこれらの粘膜から感染する可能性があります。不用意に口や鼻、目を触らないように注意しましょう。咳やくしゃみなどの呼吸器症状がある人は、他の人に感染を広げないためにもマスクの使用が有効かと思われれます。現在、マスクが不足している状況ですが、内側のガーゼを交換する、あるいはガーゼを水洗いしてから乾燥させて再利用するなどの工夫を行うこともできます。ウイルスで汚染した手指を介して目・口の粘膜から感染が伝播される可能性にも注意しなければなりません。手洗いや手の消毒の徹底は感染対策の基本です。

高市総務大臣閣議後記者会見の概要(抜粋)

令和 2 年 3 月 10 日

問： 新型コロナウイルスの影響で、地方選挙の投票率低下を懸念する声が上がっています。総務省としての対応状況と大臣のお考えを伺えますでしょうか。

答： 地方選挙は、非常に大切なものがございます。皆様のお声を地方行政に届けていくために重要な位置付けでございますので、できるだけ多くの方に投票に行っていていただきたいと思っております。

その上で、これまで総務省から 3 回にわたって、都道府県の選挙管理委員会に対して通知を発出しました。

例えば、投票所などにおきまして、咳エチケットの徹底やマスクの着用、消毒液の設置、また、換気を頻繁に行っていただくなどの感染防止対策や、期日前投票を活用していただき、投票所に、投票日に選挙人の方が集中することを避ける取組をお願いしております。

これらの要請を踏まえまして、各投票所で必要な対策を行って、選挙人の皆様の安全と安心に配慮した管理執行に、既に努めていただいているところでございます。

また、有権者の皆様におかれましては、地方選挙は地域の将来を託す代表者を選ぶ重要な選挙ですから、ご自身の予防対策もしていただいた上で、積極的な投票参加をお願い申し上げます。